

2 2 川辺町入札心得

川 辺 町 入 札 心 得

改正 平成30年4月27日

第1 一般的事項

- 1 入札は、厳正に行ってください。
- 2 談合情報があった場合は、談合の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- 3 談合情報どおりのお開札となつた場合は、原則として、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないこととは、指名替えの希望金額が予め入札価格を超え、入札を辞退すること。入札価格を超え、入札書を提出した者には、不誠実な行為として、代理人が所持している入札書は、本私語を、原則として、落札決定による郵便等による入札は認めません。

第2 入札

- 1 入札書は、様式1により行います。
- 2 入札書は、1件ごとに1通を作成して封書にし、入札者の氏名を表記して町長の指定する日及び場所は、提出（入札箱に投函）してください。
- 3 入札書は、訂正印を押さなければなりません。
- 4 代理人が入札する場合は、入札前に委任状（様式2）を提出してください。
- 5 入札について
(1) 価格を事前に公表した入札にあっては、再度入札は行いません。
(2) 代理人が入札に参加する場合は、委任状は、代理権の範囲、代理人の氏名及び代理人が使用する印鑑を明示し、本人（委任者）が記名押印したものでなければなりません。
なお、この場合に入札書の入札者名及び押印は、代理人が記名押印（何某代理人何某）と表示すること。
(3) 調査基準価格を設けた入札にあっては、調査基準価格以下の入札があった場合は、入札保留とし、後日、落札者を決定する。

第3 無効入札

- 1 次の各号の1に該当する場合は、その入札を無効とします。
 - (1) 入札者が同一の事項に当てる場合は、その入札を無効とします。
 - (2) 入札者が他人の代理として入札をしたときは、その入札を無効とします。
 - (3) 入札保証金を免除した場合、その入札を無効とします。
 - (4) 入札に関し、談合等不正行為があったとき。
 - (5) 入札書に記載押印がないとき。
 - (6) 入札書に記載事項の確認ができないとき。
 - (7) 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
 - (8) その他あらかじめ指定した事項に違反したとき。

第4 入札書の書き換え等の禁止

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引換え又は撤回することができません。

第5 再度入札について

- 1 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度入札に参加できません。
- 2 無効の入札をした者は、再度入札に参加することはできません。

第6 工事費及びコンサルタント業務等積算内訳書について

- 1 入札書を入札箱に投函と同時に、積算内訳書を提出してください。
- 2 提出された積算内訳書とは、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- 3 提出された積算内訳書の内容について、説明を求める場合があります。
- 4 積算内訳書の確認の結果、入札の状況に疑義があると認められる場合は、落札決定を保留し、調査を行うことがあります。
- 5 一般業務及び物品等の入札は、内訳書の提出は不要です。ただし、提出を求める場合があります。

第7 入札の辞退

- 1 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとします。
 - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式3）を所管課へ直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る）して行います。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出してください。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

第8 入札の無効

無効な入札があったときは、それらを除いて落札者等を決定します。

第9 入札者が1者の場合の取扱い

1 一般競争入札

競争参加資格確認申請書提出期限に申請者が1者又は入札期限に入札者が1者の場合(以下「1者入札」という。)の入札は有効とする。

2 指名競争入札

1者入札の場合は、原則として入札を取りやめ、再度入札を実施する。

なお、2以上の者が入札に参加し、無効な入札により有効な入札をした者が1者となったときは、この限りでない。

第10 入札又は開札の中止

1 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止することがあります。

2 前項の入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とします。

第11 開札を行う日時及び場所

開札は、入札の終了後直ちに入札の場所において、入札者の立ち合いのうえ行います。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに再度入札をすることがあります。

第12 落札者の決定方法

1 予定価格の制限の範囲内で最低(最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格以上のうちの最低)の価格の者を落札者とします。

2 調査基準価格を設けた場合であって、調査基準価格以下の入札があった場合は、低入札価格

調査を基に落札者を決定します。

3 落札者ととなるべき入札者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定します。

なお、落札者となるべき入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

第13 契約書の交換

1 落札者が決定したときは、直ちにその旨を本人に通知し、速やかに契約書を交換しなければなりません。

2 前項の場合において、その契約が議会の議決を要するものであるときは、議会の議決を経た後本契約を締結する旨を含む仮契約となります。

3 契約書は、落札者決定後速やかに交換しなければなりません。この期間は、落札決定の通知を発した日から原則として1週間以内とします。落札者がこの期間内に契約を締結しなければその落札は無効とします。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第14 契約に関する事項

1 川辺町が契約の解除をすることができる場合は次のとおりです。

(1) 正当な理由なく、契約履行の着手を延ばしたとき。

(2) 履行期限に契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと明らかに認められるとき。

(3) 請負に必要な技術者等を設置しなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 請負(受注)者の解除権によらないで契約の解除を申し出たとき。

(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の3の規程に違反した行為があったと認められるとき。

(7) 破産、再生手続開始、会社整理又は会社更生手続開始の申立がなされたとき。

(8) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり事業執行が困難となると見込まれるとき。

(9) その他、事業を遂行することが、困難とみられる事由が発生したとき。

2 契約書の内容は、契約の目的、契約金額及び履行期限に関する事項ほか、各条項のとおりとします。

第15 下請契約について

(1) 契約者は、その工事等の全部若しくはその主たる部分を第三者に請け負わせてならない。

(2) 川辺町入札参加指名停止中の第三者と下請契約をしてはならない。

(3) 下請契約を締結する場合は、建設工事標準下請約款又はこれに準ずる約款によって契約しなければならない。

(4) 下請契約を締結した場合は、速やかに届出すること。また、変更事項や契約解除が発生したときも同様に届出すること。

第16 工事完成保証について

契約者は、請負金額が500万円以上の工事請負契約には、契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

第17 その他

この入札心得は、競争入札について定めたものですが、一般競争入札の取扱いについては、告示等が優先します。また、電子入札による入札の場合は、川辺町電子入札実施要綱、川辺町電子入札運用基準が優先します。

様式1

(用紙 A4)

入 札 書

仕様書番号

件名(工事名)

一金 円

ただし

川辺町入札心得及び現場説明書等を承諾のうえ、入札します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

川 辺 町 長

様

委 任 状

平成 年 月 日

川辺町長

様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

仕 様 書 番 号

— —

件 名 (工事名)

私は、_____を代理人と定め、上記の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人使用印鑑



入 札 辞 退 届

仕 様 書 番 号

件 名 (工事名)

上記について、都合により入札を辞退します。

平 成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

川 辺 町 長 様